# 象体障害者手帳のしおり



小 野 町

# ー もくじ ー

しょうがいしゃてちょう こうぶ 障害者手帳の交付について	
しんたいしょうがいしゃてちょう。 身体障害者手帳の交付金	4
こうきょうりょうきんなど わりびきせいど 公共料金等の割引制度について	
JR運賃の割引金	5
こくないこうくうりょかくうんちん たりびき 国内航空旅客運賃の割引金一部除外あり	6
バス運賃の割引 @ タクシー運賃の割引 @	7
ダクン一連貨の割引金 有料道路の割引金	7
ります。 かんじょ NHK受信料の免除金	9
けいたいでんわりょうきん わりびき 携帯電話料金の割引金	9
ゅうびんりょうきん めんじょ 郵便料金の免除金	1 0
でやわりょうきんあんないりょうめんじょ 電話料金案内料の免除金	1 0
おもいやり駐車場利用制度金	1 0
ぜいきん げんめん 税金の減免について	
りとうしなぜい りょうしゃしゃとくぜい *%により 自動車税・自動車取得税の免除令	1 2
軽自動車税の発除金	1 3
によります。 ちょうけんみんせい かんするしょくくこうじょ 所得税・町県民税に関する所得控除@	1 4
てあて ねんきん きょうさいせいど 手当・年金・共済制度について	
とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当番	1 5
にタラサトンピを含くしてあて 障害児福祉手当®	1 5
とくべつじょう かよう てあて 特別児童扶養手当卿	1 6
障害基礎年金舎 しんしんしょうがいしゃぶょうきょうさい	1 6
しんしんしょうがいしゃなようきょうさい 心身障害者扶養共済金 じんこうとえせきかんじゃつういんこうこうひ じょせい	1 7
人工透析患者通院交通費の助成金	1 8
医療助成制度について	
自立支援医療(更生医療)會	1 9
自身企业支援医療(育成學療) 圆	2 0
ままっとしんしんしょう しゃいりょうひじょせい 重度心身障がい者医療費助成金一部除外あり	2 1

さう きこうれいしゃいりょうせい を後期高齢者医療制度圏	2 2
かくしゅきゅうち じょせい 各種給付の助成について	
はそうぐ こうにゅう しゅうり かか じょせい 補装具の購入・修理に係る助成金	2 3
日常生活用具の購入に係る助成金一部除外あり	2 3
訪問入浴サービス金	2 7
にどうしゃかいぞうひじょせいじぎょう 自動車改造費助成事業圏	2 7
にようれいましょうなてんめんまたしゃとくひじょせい 障害者自動車運転免許取得費助成圏	2 8
さいたくじゅうとしょう 在宅重度障がい者対策事業金	2 9
<sup>そうだんしえん</sup> 相談支援について	
まちの保健師会	3 0
このもようしていたくでいそうだなしる。全に養まっした 小野町指定特定相談支援事業所令	3 0
かていじょうそうだない。 家庭児童相談員®	3 1
るとまけたしたないよう 福島県身体障がい者福祉協会田村市支部金	3 1
手話通訳者の派遣金	3 2
しょうがいしゃそうごうしぇんほう もと	3 3
サービスを利用するためには	3 4
かい、道教がうでサービス】	
訪問系サービス金	3 5
にまずがいてっさい。	3 5
短期入所會	3 5
まとしゅうけい 居住系サービス圏	3 6
日中活動系サービス圏	3 6
【訓練等給付サービス】	
またであうけい 居住系サービス圏	3 7
日中活動系サービス圏	3 7
まいませいかっしょんじぎょう 【地域生活支援事業】	
移動支援事業金	3 7
にっちゅういち じしえんじぎょう 日 中一時支援事業金	3 7
ポットェラダン 小野町内のサービス提供事業所留	3 8

# しゅうろうしえん 就労支援について

ハローワーク(公共職業安定所)金一部除外あり	3 9
障がい者就業(生活)サポートセンター電売があり	3 9
にもうがいたとしょくぎょう 障害者職業センターの一部除外あり	4 (
z えんきかんいちらん 支援機関一覧	4 1

- \*\*\*・ たどう たいしょう とする制度です。
- ®・・ 羊に成人を対象とする制度です。

・・ 基本的に全年齢を対象とした制度です。
 \*本書では、法律用語等を除き、「障害」を「障がい」と表記しています。

### しょうがいしゃてちょう こうぶ 障害者手帳の交付について

#### しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳の交付金

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方々を対象に交付される手帳です。手帳の 散得により、管常生活上の利便性や経済的負担の軽減を図るため、様々な福祉制度を 活用することができます。

- ○対象 者 身体に障がいのある芳 (症状が固定状態[または、これに準ずる 状態]にあると医師に認められた場合)
- ○障がいの種類
  - 視覚障がい
  - ・ 普声・言語・咀嚼 (そしゃく) 機能障がい
  - 肢体不自由
  - 肝機能障がい
  - ・ 心臓・腎臓・呼吸器・ 直 腸・膀胱・ 小 腸 機能 障 がい
  - ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
- ○申請方法
  以下の書類等をご準備のうえ、役場の窓口で交付申請します。
  - (1)主治医の診断書(専用様式は役場窓口に備え付けてあります。)
  - ② 6 ヶ月以内に撮影した顔写真(たて:4  $\frac{d}{c}$   $\frac{d}{m}$ 、よこ: $\frac{d}{c}$   $\frac{d}{m}$   $\frac{d}{d}$
  - **③**節かん
  - **④**マイナンバーが分かるもの
- ●手続き窓口

# こうきょうりょうきん わりびきせいど公共料金の割引制度について

# JR運賃の割引金

JR線を利用する際、下記のとおり運賃が割引になります。

○対象 者 身体障害者手帳を持っている芳、茂びその介護人(介護人の割引は、第1種または12歳未満の手帳所持者の場合のみ)

 (内)
 第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。

〇円 谷 第1	性、角と性の色力に	サード に 記載し	240 (
対象	おりびきたいしょうじょうしゃけん割引対象乗車券	割引率	備考
第 1 種 障 がい者とその介護者が乗 車	*・つうじょうしゃけん 普通 車乗うしゃけん に対象 車券 かいすか 乗車券 かっうきゅうこうけん ・一通 急行券	50% (JRバス	私鉄等他の鉄道会社とまたがる場合を含む。ただし、回数乗車券はJR線 くかんたんどく はつばい 区間単独の発売となる。
第1種障がい者とその介護者が乗車、またの介護者が乗車、または、12歳未満の障がい者とその介護者が乗車がいまたは、12歳未満の障がい者とその介護者がい者とその介護者が乗車	ていきじょうしゃけん 定期乗車券 しようしていき じょうしゃ (小児 定期乗車 けん のぞ 券を除く)	の定期券は 30%)	私鉄等他の鉄道会社とまたがる場合を含む。 しょうにていきりょかくうんちん 小児定期旅客運賃についての割引 できょう なかが 適用は不可。
第1種、第2種障がい なが単独で乗車する 場合	まつうじょうしゃけん 普通乗車券	50%	片道100 k m を超える場合に限る。 (私鉄等他の鉄道会社とまたがる場合を含む。)

<sup>※</sup>JR線と私鉄等他の鉄道会社とまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が決められています。

●問い合わせ ご利用予定のJR答様

#### こくないこうくうりょかくうんちん わりびき いちぶじょがい 国内航空旅客運賃の割引金一部除外あり

国内線の航空機を利用する際、空間のとおり運賃が割引になります。

 〇内
 容
 ※第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。

たいしょうしゃ 対象者	わりびきてきょうしゃ 割引適用者	備考
第1種	本人及び介護者	り体障害者手帳に第1種の記載があります。
		しんたいしょうがいしゃてちょう だい しゅ きさい 身体障害者手帳に第2種の記載があります。
		・視覚障がい、聴覚障がい、下肢障がい、膀胱・直腸
第2種	ほんにん 本人	<sup>はあい</sup> 障がいの場合は4級以上
		・平衡・音声・そしゃく機能障がいの場合は、3級
		いじょう かた 以上の方

○割。引。率 割引率は、答託空運送事業者が設定する額・割合によります。

### バス運賃の割引金

**党営バスを利用する際、** デ記のとおり運賃が割引になります。

### (福島交通の例)

対象者	わりびきてきょうしゃ 割引適用者	割引率	備考
第1種	は 本人及び介護者	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2種	本人	提示) 定期券 30% (小人 蓮寶 に 篠 る 割引適用は不可)	※定期券を利用する 障 がい者 の介護者については30% 割引の適用が可能。

※割引の基準は、答覧管バス事業者により異なる場合がありますので、詳しくは答覧がス事業者へお問い合わせください。

●問い合わせ 各民営バス事業者

# タクシー運賃の割引金

### タクシー運賃の割引 (タクシー事業者による任意サービス)

身体障害者手帳をお持ちの芳が県内のタクシー乗車時に手帳を提示すると、運賃が1割引になる場合があります。

なお、このサービスは、タクシー協会やタクシー事業者ごとに、実施の有無についての取扱いが異なる場合がありますので、詳しくはタクシー乗車時にご確認ください。





### す料道路の割引金

有料道路を利用する際、下記のとおり通行料金が割引になります。 (事前手続きが必要です。)

- ○対象者 (手帳お持ちの方自らが運転する場合)
  - ・身体障害者手帳をお持ちの方(種別や等級の制限はありません。) (介護者が運転する場合)
  - ・第1種の記載がある身体障害者手帳をお持ちの方
- ○割 引 率 5 割
- ○利用方法 (手帳お持ちの方ご本人が同乗していない時は利用できません。)
  - ・ETCを使う場合・後場窓首にて所定の手続きを行い、有料道路事業者への整議が完了した後、ETC割引が利用で能となります。(身体障害者手帳所持者が20歳に到達している場合は、手帳お持ちの芳ご本人名義のETCカードが必要となります。)
  - ・料金所精算の場合・料金所において通行料金を精算する際、身体障害者 手帳(あらかじめ町窓口で証明的が必要)を提示し、 割引後の料金を支払います。
- ○手続きに必要となるもの
  - ・身体障害者手帳・利用自動車の車検証(1台に限定)
  - ・ETCカード及びETC車載器セットアップ証明書(※ETCを使う場合のみ)
- ●手続き窓口



# NHK受信料免除金

NHKでは、障がいのある方が属する世帯に対して、放送受信料の減免を行ってい ます。減免は全額免除と半額免除の2種類があります。

### ○減免の種類

ばんめんようけん 減免要件	ethins (if high high high high high high high hi	<sup>はんがくげんめん</sup> 半額減免
てちょうしょじしゃほんにん かか エルド 記仕 セン・ナーファ な		・視覚・聴覚障がい者
手帳所持者本人に係 ようけん る要件	すべ 全ての等級が対象	(1~6 <sup>養ぬう</sup> 級)
る安件	生(の等級が対象	・上記以外の重度の身体障
		がい者(1・2級)
世帯構成員に係る	せたいこうせいいんぜんいん ちょうみん 世帯構成員全員が町民	しょう 障がい者ご自身が世帯主で
要件	ぜいひかぜい 税非課税であること	あること。

- をくばまどぐち あらかじめ役場窓口で「免除理由の証明」を受け、証明を受けた ○手続き方法 申請書をNHKに提出(郵送)してください。
- ○証明を受ける際に必要となるもの(申請書は町窓口に備付け)
  - ・身体障害者手帳・印かん・NHKお客様番号が確認できるもの

●証明窓口

●問い合わせ

NHK視聴者コールセンター **2** 0120-151515



### 携帯電話料金の割引金

身体障害者手帳をお持ちの方は、携帯電話の障がい者割引が受けられます。 でつる。かたほう。 たりびきないようとう かくけいたいでんわばんばいてんまどぐち ○手続き方法・割引内容等は、各携帯電話販売店窓口にてご確認ください。

# ゆうびんりょうきん げんめん 郵便料金の減免金

ったいたくできた。 たい ゆうびんがっ たい ゆうびんりょうきん げんめん されます。 次の目的による郵便物に対しては郵便料金が減免されます。

- - (2) 盲人用点字小包、身体障がい者用書籍小包[半額免除]
  - ③身体障がい者団体発行の第3種郵便物は、料金特例があります。
- ●問い合わせ 日本郵便 (株) 各局

# でんわりょうきんあんないりょう めんじょ 電話料金案内料の免除金

視覚障がい( $1\sim6$  級)または上肢機能・体幹機能障がい( $1\cdot2$  級)の身体障害者手帳をお持ちの方は、電話番号案内料の免除措置があります。

●問い合わせ NTTフリーダイヤル 0120-10-4174

# おもいやり駐車場利用制度金

〇内 蓉 重いす使用者用駐車スペースの利用適正化を図るため、対象者に関が利用証を発行し、利用者には駐車する際に利用証の提示を求めるものです。

### ○対象となる手帳の等級

× ×	sh 分	等 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
視覚障がい		$1 \overset{\text{the solution}}{\cancel{4}} \sim 4 \overset{\text{the solution}}{\cancel{4}}$
************************************	<sup>ちょうかくしょう</sup> 聴覚障がい	該当なし
	へいこうきのうしょう 平衡機能 障 がい	1 級~5 級
おんせいげん ごきのうしょう 音声言語機能 障 がい		該当なし
したいふじゅう 肢体不自由	上肢	1 級 ~ 2 級
	で肢	1 級 ~ 6 級
	たいかん	1 級 ~ 5 級

のうげんせいうんどう き のうしょう 脳原性運動機能 障 が	<sub>じょうしきのう</sub> 上肢機能	$1 \overset{\text{tw}}{\cancel{\cancel{0}}} \sim 2 \overset{\text{tw}}{\cancel{\cancel{0}}}$
V	いどうきのう 移動機能	1 級 ~ 6 級
心臓機能障がい		$1 \overset{\text{twj}}{W} \sim 4 \overset{\text{twj}}{W}$
じんぞうきのうしょう 腎臓機能障がい		1 級 ~ 4 級
こきゅうき きのうしょう 呼吸器機能障がい		1 級 ~ 4 級
ぼうこうまた ちょくちょうきのうしょう 膀胱又は 直 腸 機能 障 がい		1 級 ~ 4 級
しょうちょうきのうしょう 小 腸 機能 障 がい		1 級 ~ 4 級
かんぞうきのうしょう 肝臓機能 障 がい		1 級 ~ 4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる機能 障 がい		1 級 ~ 4 級

〇申請方法 町役場にある申請書に必要事項を記載の上、確認書類のコピーを添付 してください。

# ○確認書類

- · 身体障害者手帳 · 遊信用對筒(第2) · 120 鬥切手
- ※代理人による申請も可能です。この場合、代理人の身分証明書もご持参ください。
- ●申請窓口

●問い合わせ

県中保健福祉事務所 保健福祉課 ☎ 0248-75-7808

#### ぜいきん げんめん 税金の減免について

# じどうしゃぜい じどうしゃしゅとくぜい めんじょ 自動車税・自動車取得税の免除金

中度~重度の身体障害者手帳をお持ちの芳に葆る自動車税、茂び自動車取得税(手帳をお持ちの芳が18歳未満の場合は、生計を一にする芳が所着する自動車でも前)の減免を受けることができます。

### ○自動車の使用目的

算体障がい者ご本人が違転される場合は特に制限がありませんが、身体障がい者の代わって生計を一にする芳が違転される場合は、身体障がい者の通学・通院・施設通所等の首的、または、生活のために携わっている業(生業)のために使用する場合に限られます。

### ○対象となる手帳の等級

しょう 障がいの種類	該当する障がいの程度			
障がいの種類	本人が運転する場合	生計を一にする方が運転する場合		
視覚障がい	$1$ 級 $\sim$ $4$ 級	$1$ 級 $\sim$ 4 級		
たまうかくしょう 聴覚障がい	2 級·3 級	2 級·3 級		
平衡機能障がい	3 級	3 級		
音声機能障がい	3級(喉頭摘出による	_		
	場合)			
じょうしゃ じゅう 上肢不自由	1 級・2 級	1 級・2 級		
下肢不自由	1級~6級	1級~3級		
体幹機能障がい	1 級~5級	1級~3級		
心臓・腎臓・呼吸器・小腸・				
膀胱・直腸機能障がい	$1$ $\overset{ ext{f.w.}}{W}$ $\sim$ $4$ $\overset{ ext{f.w.}}{W}$	$1$ 級 $\sim$ $4$ 級		
肝臓機能 障 がい				
ヒト免疫不全ウイルスに	$1\stackrel{\scriptscriptstyle ar{\epsilon}_{\psi}}{\mathcal{W}}\sim 4\stackrel{\scriptscriptstyle ar{\epsilon}_{\psi}}{\mathcal{W}}$	$1$ 級 $\sim$ $4$ 級		
よる免疫機能障がい	1 被 ~ 4 被	1 被 ~ 4 被		

○所有者要件 身体障害者手帳をお持ちの方ご本人名義の自動車(18歳未満の場合は、生計を一にする方名義の自動車でも前)

- ○留意事項
- ・減免が受けられる自動車は1台限りです。
- ・県内ナンバーで個人名義の自家用自動車に限ります。
- ○申請方法

るくしまけんぜいぶ 福島県県税部にて所定の手続きが必要です。

なお、生計を一にする芳が運転される場合は、あらかじめ役場窓首にて「生計筒一証明書」の交待を受けていただく必要がありますのでご 注意ください。 ○手続きに必要となるもの

身体障害者手帳、車検証、運転者の免許証、印かん、 世間の表別では、 生計によういいとようのとようのとようのである。 生計によういっしょうかいしょ 生計にいるのである。 生活にいるのである。 ・しるのである。 ・しる。 ・しる

●手続き窓口

# 軽自動車税の免除金 ※既に自動車税(県税)の減免を受けている場合を除く。

対象者は自動車税の基準と同じですが、市町村税であるため、申請窓口及び申請時期はでのとおりです。

- ○申請時期 毎年5月の軽自動車税納税通知書発送時から納期限まで
- ○手続きに必要となるもの

(減免申請時)

身体障害者手帳、車機証(写)、運転者の免許証(写)、 節かん、マイナンバーの分かるもの 軽自動車税課税免除申請書1通(役場税務課でお渡ししています。) ※減免の申請は毎年度申請をする必要があります。

●手続き窓口 小野町役場 税務課 **☎** 0247-72-6932



# によとくぜい じゅうみんぜい かん しょとくこうじょ 所得税・住民税に関する所得控除④

障がい者が所得税等の納税者本人、支は納税者の控除対象配偶者・挨養親族である場合、次の額の控除が受けられます。

○対象となる障がいの種類と程度

区 分	障がい程度	所得税控除額	ちょうけんみんぜいこうじょがく 町 県民税控除額
はまうがいしゃこうじょ 障害者控除	られたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳 3~6 級	2 7 万円	2 6 万円
とくべっしょうがいしゃ 特別障害者 こうじょ 控除	られたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳 1・2級	40万円	30万円
記述を 同居の特別 障害者に係る な扶養控除	特別 障害者 控除 に 該当 する 控除 対象 配偶者や扶養親族が、 納税者と同居している 場合	7 5 芳ိ	5 3 万円

※ 勤務先で所得税の年末調整を受けている方は、勤務先の給与担当者へご相談 ください。

### てあて ねんきん きょうさいせいど 手当・年金・共済制度について

### とくべつしょうがいしゃてあて特別障害者手当働

○対象者

20歳以上で<u>※著。しく重度の障がいの状態</u>にあるため、音常生活において<u>常時特別の介護を必要とする程度</u>の在宅の障がい者で、医師意見書に基づく県常保健福祉事務所の認定を受けた芳。

※著しく重度の障がいの状態(例)

- ・法に定める重度重複障がいの状態にある方
- ・重度の肢体不自由で日常

動作能力の評価点数が基準以上の方 等

- ○支給制限
- った。 ばぁぃなど てぁて 次の場合等は手当が受けられません。
- ・本人及び扶養している芳の前年所得が一定額以上である場合
- ・入所施設を利用している場合
- ・医療機関に3か月以上入院している場合
- ●簡い合わせ

#### にようがいじょくしてあて 障害児福祉手当の

○対象。者 20歳未満 (3歳以上) で、旨常生活において常時介護を必要とする 重度障がい児。(知的障がいの場合)

- ・法に定める重度障がいの状態にあり常時介護を必要とする児童
- ・特定の内部障がいで安静度が著しく高い児童
- ・重度の肢体不自由で日常動作能力の評価点数が基準以上の児童等
- ○支給制限
- 次の場合等は手当が受けられません。
- ・扶養している方の前年所得が一定額以上である場合
- ・入所施設を利用している場合
- 〇手 当 額 月額14,650円
- ●簡い合わせ

おのまちゃくば けんこうなくしか 小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934 県中保健福祉事務所 障がい者支援チーム ☎ 0248-75-7823

#### とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当卵

○対象<sup>3</sup>者 20歳未満で、身体または精神に中度または重度の障がいを有する 児童を養育する保護者。

受給の可否については、認定診断書に基づき福島県が審査を行います。

○支給制限 次の場合等は手当が受けられません。

・扶養している方の前年所得が一定額以上である場合

・入所施設を利用している場合

〇手 当 額 1 級:月額51, 700円、2 級:月額34, 430円

●問い合わせ 小野町役場 健康福祉課 **☎** 0247-72-6934

# しょうがいき そねんきん 障害基礎年金圏

(1級) ··国民年金法で定める障がい等級表の1級に該当する場合

(2 級) ・・国民年金法で定める障がい等級表の2級に該当する場合 【※身体障害者手帳や療育手帳交付の基準とは異なります。】

○年 金 額 1 級: 年額975, 125円、2 級: 年額780, 100円 加算額(被挟養者がいる場合):

2 人間の子どもまで・1 人につき年額 224, 500 円 3 人間以降の子・・ 1 人につき年額 75, 800 円

●問い合わせ

小野町役場 町民生活課 ☎ 0247-72-6933



### 心身障害者扶養共済金

障がいをもつ芳の保護者が、毎月一定の掛金を払い込み、保護者が死亡、または、著しい障がい状態となった時に、被扶養者(障がい児・者)に毎月黄済な金が支給されます。

○対象 者 身体障がいをもつ芳 (1 級 ~ 3 級 で将来独立自活することが困難であると認められる程度)を挟養する保護者で、次の要件に該当する芳。

- 年齢が65歳未満であること。
- ・ 基準に基づく特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ・ 障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

①掛金月額 加入者 (保護者) の加入時年齢により、1 「あたり 9 、3 0 0 円~ 2 3 、3 0 0 円の設定となっており、2 「まで加入することができます。

かけきんがく	~34歳	~39歳	~44歳	~49歳	~54歳	~59歳	~64歳
1口あた	り 9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

※所得により掛金が減額または免除になる場合があります。

●手続き窓口

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934



#### じんこうとうせきかんじゃつういんこうつうひ じょせい 人工透析患者通院交通費の助成金

人工透析を必要とする腎臓機能障がい者が、交通機関を利用して最寄の病院へ通院する場合、交通費の月額から5,000円を差し引いた額を助成します。

○対象経費

原則として、公共交通機関(電車・バス)に係る交通費、または 自家用車利用に係る燃料費が対象となります。しかし、やむを得ない 事情によりこれらの活用が困難な場合は、福祉タクシー等の利用が認 められることもあります。

○助成限度額

月額25,000円以内

○申請方法

### 【資格登録時】

身体障害者手帳をご持参のうえ、役場窓口へおいでください。 始請者の通院事情に認じて、「申請書」「通院証前書」「前笠書」等の関係書類をご提出いただくこととなります。

### 【交通費請求時】

3ヶ月ごとに、「請求書(医療機関証明欄あり)」 茂び「通院に撃した交通費が確認できる証明等(福祉タクシー等利用の場合のみ)」をご提出いただきます。

### ●手続き窓口

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934



#### いりょうせいど 医療制度について

# じりっしえんいりょう こうせいいりょう 自立支援医療(更生医療) 圏

身体障がい者の旨常生活を容易にするため、または職業能力を高めるために行われるリハビリテーション医療で、人工透析・心臓手術・腎臓移植手術・人工関節手術・ 角膜手術などに係る医療費の公費負担を受けることができます。

- ○対象。者 身体障害者手帳を所持されている18歳以上の芳で、医療により障がい が改善、または機能の維持が保たれる見込みのある芳
- ○公費負担 医療の一部に公費負担が適用されますので、最終的な自己負担額は1割 となります。
- ○申請方法 次の①~⑤に該当する書類等をご準備いただき、認定手続きを行います。
  - ①身体障害者手帳
  - ②指定医療機関の医師意見書
  - ③保険証(同一世帯で同じ保険に属する方がいる場合は、その全員 分の保険証)
  - (4)前かん
  - ⑤障害年金を受給されている方は、「年金振込通知書」または「年金 証書」【※該当者のみ】

### ●手続き窓口

☆のまちゃくば けんこうふくしか 小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934



# じりっしえんいりょう いくせいいりょう 自立支援医療(育成医療) 卿

お子さんの障がい軽減のために特なわれる医療で、生活能力を獲得するために特なわれる手術等の医療費の公費負担を受けることができます。

○対象<sup>3</sup>者 18歳未満の児童で、医療により障がいが改善、または機能の維持が 保たれる見込みのある芳

障がい名	対象疾病等
したいまじゅう 肢体不自由	生んてんせいこかがまったるきゅう のうせいま ひ すいとうしょう でょう こうしゅく 先天性股関節脱臼・脳性麻痺・水頭症・くる病・拘縮
視覚障がい	未熟児網膜症・斜視・眼球癒着・白内障・網膜剥離など
****・********************************	こうしかれっ きょこうしょう 口唇裂・巨口症
障がい	(醜形のみを理由とする手術は対象外)
かぞうしょう 内臓障がい	腎臓・呼吸器・膀胱・直腸および小腸機能障がい、その
	たせんてんせい ないぎしょう 他先天性の内部 障 がい
ヒト免疫不全ウイルスに	
よる免疫機能の障がい	

○公費養担 医療費の一部に公費負担が適用されますので、自己負担額は1割となります。(ただし、前の「子ども医療費助成制度」・「ひとり親家庭医療費助成制度」・「近とり親家庭医療費助成制度」・「重度心身障がい者医療費助成制度」等の適用を受けている場合は、影響的な自己負担がなくなる場合があります。)

- 申請方法 次の①~④に該当する書類等をご準備いただき、認定手続きを行います。
  - ①指定医療機関の医師意見書
  - ②保険証(同一世帯で間じ保険に属する芳がいる場合は、その全員分の 保険証)
  - ③世帯の所得の状況を証明する書類(源泉徴収票・所得証明書など)
  - (4)前かん
- ●手続き窓口

福島県県中保健福祉事務所 児童家庭支援チーム ☎ 0248-75-7809

### じゅうどしんしんしょう しゃいりょうひじょせいせいど いちぶじょがい 重度心身障がい者医療費助成制度金一部除外あり

重度の障がいを着する芳に対して、医療費(健康保険適用の医療行為に酸る。なお、 大院時の食事療養費は対象外。)の自己貧粗分を助成します。(ただし、既に子ども医療 費助成制度の適用を受けている場合は、そちらの制度利用が優先されます。)

○対象者 身体障がい者2級以上の方(内部障がいは3級以上)、 または、身体障害者手帳のほか、療育手帳もしくは精神保健福祉手帳を併せて所持している方

○ 申請方法 次の①~④に該当する書類等をご準備いただき、登録手続きを行います。

- (1) 健康保険証
- ② 前かん
- ③ 身体障害者手帳 (他の障害者手帳がある場合は併せて持参)
- ④ 本人の口座番号が確認できるもの (児童の場合は保護者名義でも前)

○その他 次に該当する方は医療費の助成ができない場合があります。

- ・本人及び扶養義務者の前年中の所得が一定額以上である場合。
- ・確定申告がなされていない方(年金・給与所得者を除く)
- ・無保険の方
- ●手続き窓口

\*\*\*のまちゃくば けんこう をくしか 小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934



# こうきこうれいしゃいりょうせいど後期高齢者医療制度で

65歳から74歳で一定の障がいをお持ちの方は、後期高齢者医療制度を選択することができます。

- の対象者
- 65歳から 74歳の方で、以下に該当する方。
- ①身体障害者手帳1級、2級、3級をお持ちの方
- ②身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方
  - ・音声機能、言語能力またはそしゃく機能の著しい障がい
  - ・両下肢すべての指を欠くもの
  - ・1下肢を下腿の 2分の 1以上欠くもの
  - ・1下肢の著しい障がい
- ③療育手帳A(重度、最重度)をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級、2歳からをお持ちの芳
- ⑤障害基礎年金1級、2級の国民年金証書をお持ちの方
- ○申請方法

次の①~③に該当する書類等をご準備いただき、加入手続きを行います。

- (1)前かん
- ②障がいの程度 (等級など) がわかるもの
- とようがいしゃてちょう りょういくてちょう しょうがいねんきんしょうしょなど ※障害者手帳、療育手帳、障害年金証書等
- (3)現在お使いの特定疾病療養受療証(お持ちの方)
- ●手続き窓口

おのまちゃくば ちょうみんせいかつか 小野町役場 町民生活課 ☎0247-72-6933

#### かくしゅきゅうふ じょせい 各種給付の助成について

# 補装具の購入・修理に係る助成金

障がいをもつ方の自常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うために障がいの内容・程度により、必要な補装具の購入や修理に係る助成を行います。

○対象者 身体障害者手帳をもっている方

(交付する補装具に応じて医師意見書が必要となる場合があります。)

○補装具の種類

義肢・装真・座位保持装置・管人安全つえ・義能・能鏡(特殊)・ 精聴器・管いす・電動管いす・歩行器・重度障がい者伝達装置・ 歩行補助つえ・座位保持いす®・起立保持真®・頭部保持真®・ 排便補助真®

- ○申請方法 次の①~④に該当する書類等をご準備いただき、申請手続きを行います。
  - ①身体障害者手帳
  - ②補装具の見積書
  - (3)的かん
  - ④医師意見書(交付する補装具の種類に応じて必要となる場合があります。詳しくは蒸口にご相談ください。)
- ○給 付 額 補装具の購入または修理代金の9割。
- \* 障がい者本人または配偶者(児童の場合は保護者が属する世帯全員)に課税者がおり町民税所得割額が46万円以上の場合は支給対象外となります。
- ●手続き窓口

# 日常生活用具の購入に係る助成金一部除外あり

障がいをもつ芳の日常生活を容易にするため、障がいの種類・程度に応じて淡の自立 生活支援品旨の購入に係る助成を行います。

### ○助成品目

_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
種目	対象障がい	きゅうをきじゅん 給付基準
特殊便器	上肢・知的	1・2 <sup>きゅう</sup> A
(ウォシュレット等)		
便器	下肢・体幹	1・2級 (者のみ)

種目	対象障がい	給付基準
である。 便器	が 下肢・体幹	1・2 級
(手すり付)		
<sup>くんれんよう</sup> 訓練用ベッド	下肢・体幹	1 • 2 級
訓練いす	た。 下肢・体幹	1・2級
とくしゅしんだい 特殊寝台	た 下肢・体幹	1・2 級
たゅうよくほじょようぐ 入浴補助用具	で肢・体幹	1~6 級
にゅうよくたんか 入浴担架	た。 下肢・体幹	1・2級
たいいつんかんき 体位変換器	で肢・体幹	1・2 級
移動用リフト	た。 下肢・体幹	1・2級
意味なくないかっとう。をほじょようぐ居宅生活動作補助用具	た。 下肢・体幹	1・3 級
(住宅改修)		
特殊マット	** 下肢・体幹・知的	1 級 (者) ・A
		2 級以上(児)
歩行支援用具	で肢・体幹・平衡	1~6 級
(手すり、スロープ、		
まこうまなど 歩行器等)	4v 1 #1v4v/ 01v~ 5	*.a. 5
特殊尿器	かしたかが、である	1 級
とうぶほごぼう 頭部保護帽	かしたかが、一ついこう	1~6 級
ほこうほじょ 歩行補助つえ	<b> ř</b> 肢・体幹・平衡	1~6 級
(いっぽんつえ)	1 +b <	きゅう
視覚障がい者用ポータ	視覚	1・2級
ブルレコーダー		
るくおんさいせいま (録音再生機)	しかく	<u>පි</u> ゅう
視覚障がい者用ポータ	視覚	1 • 2 級
ブルレコーダー		
(再生専用機)	しかく	きゅう
もうじんようとけい 盲人用時計	視覚	1・2 級
しょくどくとけい (触読時計)	しかく	きゅう
もうじんようとけい 盲人用時計	視覚	1 • 2 級
(音声時計)	L.10.5	きゅう
たんじ 点字タイプライター もうじんようおんせいたいおんけい	しかく しかく	1 · 2 級
もうじんようおんせいたいおんけい 盲人用音声体温計	しかく 視覚	1・2 被 ************************************
しかく しょう 視覚 障 がい者 用拡大	視覚	1~6 微
読書器		

種目	対象障がい	給付基準
てんじとしょ	視覚	1~6 被
もうじんようたいじゅうけい 盲人用体重計	しかく 視覚	1・2 被
まこう じかん えんちょう しんごう 歳 よう 歩行時間 延長 信号機用	しかく 視覚	1・2 <sup>きゅう</sup>
こがたそうしんき 小型送信機		
視覚障がい者用活字	視覚	1・2級
文書読上げ装置		
点字器	視覚	$1\sim5$ 級
(標準型A)		
点字器	視覚	1~6 級
(標準型B)		
点字器	視覚	$1\sim6$ 級
(携帯用A)		
点字器	視覚	$1\sim6$ 級
(携帯用B)	1 by 2 by min do	» . »
でんじちょうりき電磁調理器	視覚・知的	1・2 級・A
点字ディスプレイ	L かく ちょうかく 視覚・聴覚	りょう 2 きゅういじょう ちょうさく 両 2 級 以上で重複
聴覚障がい者用屋内		2 被
信号装置	たとうかく	キルラ
聴覚障がい者用通信	きょうから <b>聴覚</b>	$2\sim6$ 級
まうち 装置(FAX)	たとうかく	キルラ
聴覚障がい者用情報 受信装置	<sup>5</sup> ± <sup>5</sup> から <b>聴覚</b>	$2\sim 6$ 級
聴覚障がい者用お知ら	まょうかく <b>聴覚</b>	2·3級
世アラーム	ብርነ <i>ታ</i> ር	2 3 hx
るくしてんねる。	難聴者または、外出	2 級以上
	困難	
ファックス	************************************	2 級以上
	しくは言語機能障がい	
	で電話で意思疎通困難	
けいたいようかいわほじょそうち 携帯用会話補助装置	まんせい げんご したい 音声・言語・肢体	$1\sim6$ 級
じんこうこうとう 人工 <b>喉</b> 頭	おんせい 音声・言語	3・4 <sup>きゅう</sup>
(電子式)		
じんこうこうとう 人工喉頭	おんせい げんご 音声・言語	3 • 4 級
(笛式)		

種目	対象障がい	給付基準
酸素ボンベ運搬車	呼吸器	$1\sim 4$ 級
ネブライザー	呼吸器	1・3 級
電気式たん吸引機	正章 吸引	1・3級
透析液加温器	Elder in the second in the se	1・3級
ストーマ用装具	ちょくちょう 直 腸	$1\sim 4$ 級
(蓄便袋)		
ストーマ用装具	<sup>ぼうこう</sup> 膀胱	$1\sim 4$ 級
(蓄尿袋)		
収 尿器	膀胱・下肢・体幹	$1\sim6$ 級
でとり く し用緊急通報	身障	1 · 2 級
そうち 装置		
かさいけいほうき 火災警報器	身体・知的	1 · 2 被 · A
じとうしょうかき 自動消火器	身体・知的	1・2 <sup>きゅう</sup> ・A
頭部保護帽	知的	A

○申請方法 次の①~④に該当する書類等をご準備いただき、申請手続きを行います。

- ①身体障害者手帳
- ②用具の見積書
- **③**節かん
- ④医師意見書(交付する皆常生活用具の種類に応じて必要となる場合があります。詳しくは窓口にご相談ください。)

○ 論\* 介\*額 「日常生活用具購入代金の9割。ただし、上記の基準額を超える用具を 購入する場合、超過した金額については自己負担となります。

- \*世帯の所得に応じ負担上限月額の範囲内で自己負担となります。
  - ・生活保護世帯及び町民税非課税世帯:0円
  - \* 町民税課税世帯:37,200円
- \*障がい者本人または配偶者(児童の場合は保護者が属する世帯全員)に町民税課税者がおり最多課税者の所得割額が46万円以上の場合は給付対象外となります。

### ●手続き窓口

おのまちゃくば けんこうなく しか 小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

### まがもんにゅうよく 訪問入浴サービス会

が野町在住の重度身体障がい者で、本人あるいは家族の介助のみでは入浴が困難な 一方に対して訪問入浴サービスを行います。

- $\bigcirc$  内容  $\bigcirc$  入浴の回数は週 1回までとなります。自己負担はありません。
- ○対象者 ① 居宅において常に飲味し、自力で入浴することが困難な障がい者 ② 小野町に住所があり、実際に住んでいる芳
  - (3)65歳未満の芳
- ○申請方法 次の①~⑤に該当する書類等をご準備いただき、申請手続きを行います。
  - ①申請書 ②医師意見書
  - ③承諾書 ④障害者手帳
  - **⑤**節かん
  - $%(1)\sim(3)$ の書類は町役場にあります。
- $\bigcirc$ その他 6 5歳以上の方の場合は介護保険制度が優先されます。

### 自動車改造費助成事業番

重度の身体障がい者が就労等の目的で自己所有の自動車を運転するのに改造が必要となる場合、1車両1回隙り、その経費の一部を助成します。

- $\bigcirc$  助成額 1 件あたり 10 万円までとなります。
- ○対象者 以下の要件すべてに該当する方
  - ①上肢、下肢または体幹機能障がいがあり、その等級が1級または2級の芳。
  - ②就労等に伴い、首らが所有し運転する首動車の操向装置及び駆動 装置の一部を改造する必要がある方。
  - ③改造を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方。
- ○申請方法 次の①~⑥に該当する書類をご準備いただき、申請手続きを行います。
  - ①自動車改造計画書 ※町役場にあります。
  - ②住民票謄本
  - ③身体障害者手帳
  - 4)運転免許証
  - ⑤自動車の改造箇所及び改造経費を朝らかにした業者の見積書 ⑥印かん
- ●手続き窓口

### しょうがいしゃじどうしゃうんてんめんきょしゅとくひじょせい 障害者自動車運転免許取得費助成圏

就労等社会活動への参加のために発許を取得しようとする場合に、自動車学校にて要した経費等の一部を助成します。

- ○対象者 身体障害者手帳を持っており、障がいの程度が聴覚障がい、肢体 不肯的等である方。
- ○助成額 1件あたり 10万円まで
- 申請方法 次の①~④の書類等を準備のうえ、発許取得見込みの場合または免許取得後2ヶ月以内に手続きを行います。
  - ①障害者自動車運転免許取得費助成申請書(町役場にあります。)
  - ②自動車運転免許取得計画書(町役場にあります。)
  - ③身体障害者手帳の写し
  - (4) 前かん
- ○その他 支給決定通知を受けた後に障害者自動車運転免許取得費助成請求書を 提出していただきます。
- ●手続き窓口

#### giveく tup) としょう 在宅重度障がい者対策事業会

在宅生活を送る重度の障がいをもつ方を対象に、紙オムツ等購入券・ストーマ用装具 購入券を給付します。

#### ちりょうざいりょうきゅうふけん かみ 治療材料給付券(紙オムツ等の購入)の給付

- ○対象・者 身体障害者手帳で下肢・体幹または寝たきり状態にあり、かつ美禁 状態等のある芳
- ○申請方法 身体障害者手帳、的かんをご準備いただき、町窓口にて利用登録手続き を行います。
- $\bigcirc$ その他 6 5歳以上の方の場合は介護保険制度が優先されます。

#### まいせいき ざいきゅうふけん ようそう ぐこうにゅうけん きゅうふ 衛生機材給付券(ストーマ用装具購入券)の給付

- ○対象<sup>3</sup>者 人工配削・人工膀胱造設者であって、遺傷または膀胱機能障がいに よる身体障害者手帳の交付を受けていない芳
- ○申請方法 障害者手帳(お持ちの芳)、監師の証明書をご準備いただき、町窓口にて利用登録手続きを行います。
- 〇その他 道 協 または膀胱機能 障 がいによる身体障害者手帳を所持される 
  は、 盲常生活用具 (ストマ用装具) の 
  続待が優先されます。

\* 障がい者本人または配偶者(児童の場合は保護者が属する世帯全員)に町民税 課税者がおり課税者の所得割額が46万円以上の場合は給付対象外となります。

●手続き窓口

ぉぁまちゃくば けんこうをくしか 小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

#### キゥヒルレネル 相談支援について

### 町の保健師金

### ●相談窓口

ぉぁまちゃくば こそだ しぇんか 小野町役場 子育て支援課 ☎ 0247-72-2212

## おのまちしていとくていそうだんしえんじぎょうしょ小野町指定特定相談支援事業所金

が野町から委託を受け、身体障がい、知的障がい、精神障がいをもつ方々を対象に、 相談支援を行います。行政機関をはじめ、幼稚園・保育所・学校・サービス事業所・就労 支援機関等の幅送いネットワークの基幹的役割を担っていますので、相談者のライフス テージに削した専門性の高い相談支援を提供します。

- ・ 福祉サービスの利用援助に関する支援
- 社会資源を活用するための支援
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリングに関すること
- ・ 権利擁護のために必要な援助 等
- ●簡い合わせ

カのまちしていとくていそうだんしぇんじぎょうしょ 小野町指定特定相談支援事業所(小野町社会福祉協議会内) ☎ 0247-61-6101

### かていじどうそうだんいん家庭児童相談員の

業に就学前から学齢期までのお子さんとそのご家庭に対して、指談支援を指すうとともに、必要に応じて関係機関(教育・保健・福祉等)との進絡調整を行います。

- ・お子さんの発達上の不安・心配事に関するご相談
- ・お子さんを療育するご家庭の不安・心配事に関するご相談
- ・お子さんの能力・個性に配慮した就園・就学等のアドバイスと関係教育機関との調整等

### なくしまけんからだしょう しゃぶく しきょうかいた むらし し ぶ 福島県身体障がい者福祉協会 田村市支部圏

各種大会や研修会への参加を通して、身体障がいをもつ会員相互の親睦と福祉増進を 図ります。

- ○事業内容・諸会議の開催及び大会等への参加
  - ・各種研修会の開催、参加
  - ・相談支援 (ピアカウンセリング等)
  - ·情報提供
- ○年 会 費 700円
- ↑ たゅうほうほう ちょせん にゅうかいもうしこ てつづ ひつよう 事前に入会申込みの手続きが必要です。
- - (財) 福島県身体障がい者福祉協会田村市支部 **☎** 0247-81-2167

#### しゅわつうやくしゃ はけん 手話通訳者の派遣金

手話通訳によるコミュニケーション手段を必要とする方に対して、無料で福島県たりではいる。

- ○対象者 聴覚・言語機能・音声機能等の障がいをもつ方
- ○通訳者の派遣範囲
  - ・ 医療、教育、就職活動、行政機関の手続き等、公の場面にて手話通訳が必要な場面
  - ・地域行事、ボランティア活動等の社会参加を行ううえで、手話通訳が必要な場面
  - ・ その他通訳者の派遣が必要と認められる場面

### 【ご利用いただけない場面】

- ・ 宗 教活動 ・ 政治活動 ・ 営利を目的とした活動
- ・個人の遊興または娯楽に関する活動・他県においての活動
- ●手続き窓口

ポのまちゃくば けんこうぞくしか 小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

### にょうがいしゃそうごう しえんほう しもと ふくし 障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて**金**

例えば、

### 【お子さんの場合】

- ・お子さんが就学する前に専門的な療育を受けさせたい。
- ・ お子さんが養護学校等に強っているが、協議後や長期保護・ 家族がいない。

### 【大人の方の場合】

- 日常的な生活介護を必要とする方。
- ・ 自立生活、社会生活への参画に向けた訓練等が必要な方。
- ・ 収入を得るため一般就労を首指したいが、事前に一定の技能習得や社会参加能力を高めたい芳。また、就職活動の支援が必要な芳。

### 【介護者の場合】

- ・ 障がいのあるご家族の介護のため、なかなか外出や社会参加ができない。
- ・ 介護する芳が入院や宿泊を伴う外出の機会が生じた。
- ・ 介護する芳が高齢、女性等であるため、入浴等の介助には不安がある。

ご希望やお悩みに対して、地域の専門事業所による各種サービスの提供を行い日常生活をバックアップします。

なお、障害者総合支援法に基づくサービスの利用手続きにあたっては、福島県が整首になるものと前が繁白になるものがあります。

- 福島県が窓口となるサービス
  - 18歳未満の児童が利用する入所施設
  - ・・・ 詳しくは福島県または小野町役場はお問い合わせください。
  - ●お贈い合わせ

上記以外のサービス·・ 次ページ以降をご覧ください。

### サービスを利用するためには(町が窓口となるサービスの場合)

下記に掲げるサービスを利用するためには、単請手続きを行い、障がいの程度や家庭の事情等を勘案したうえで利用決定を行います。

なお、利用にあたっては、1割の利用者貧担額(ただし、所得に応じて1ヶ月あたりの貧担上で撤額の設定あり。)が幹います。

○対象 着 障がいのある芳や早期療育が必要な児童 等

○利用手続き

### 【18歳未満の児童】

② 認定調査 がいきょうちょうさ 概況調査

③ 利用意向確認 調査結果に基づき、利用したいサービスの

きなんとなります。

④ サービス等利用計画の作成 相談支援事業所によるサービス等利用計画を 作成します。

⑤ 給付決定 受給者証を交付します。

⑥ 契約・利用開始 利用者とサービス提供事業所が契約を交わし、 利用的始へ。

⑦ モニタリング調査 ー 定期間ごとにモニタリングを行いサービス の見直しを行います。

【18歳以上の成人等】 介護絡付サービスの場合

(1) 申請mfの窓口で所定の手続きをを行います。

② 認定調査 106項目調査及び概況調査

③ 医師意見書作成 主治医による意見書 (診断書) の作成

④ 障害支援区分判定②③に基づき、小野町障害認定審査会にて 区分判定。 (非該当、区分1~区分6)

⑤ 利用意向確認④の結果に基づき、利用したいサービスの

意向を確認します。

⑥ サービス等利用計画の作成 相談支援事業所によるサービス等利用計画を 作成します。

⑦ 豁待決定 受給者証を交付します。

8 契約・利用開始 利用者とサービス提供事業所が契約を交わし、利用開始 利用者とサービス提供事業所が契約を交わし、利用開始へ

●手続き窓口 小野町役場 健康福祉課 **☎** 0247-72-6934

# サービスの種類 (小野町が窓口となるサービスの場合)

#### ゕぃヹ゚゠ゅうふ 【介護給付サービス】

# ○訪問系サービス

サービス名	內 蓉	支援区分
きなか護 (ホームヘルプ)	ホームヘルプサービスと呼ばれているサービス で、居宅において入浴・排泄・食事等の介護を 提供。	
重度訪問介護	重度の肢体不首直者や知的障がい・精神障がいで、常時介護を必要とする障がい者に対して 大浴・排泄・食事・外出時の支援等の介護を 提供。	区分4以上 別に定め着り
行動援護	知的・精神の障がいにより行動上で著しく困難であって常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するための支援や介護を提供。	医分3以上
にゅうとしょうがいしゃとう 重度障害者等 見うかっしょな 包括支援	常時介護を必要とする障がい者に対して、介護 の必要度が、著。しく高い場合に、複数のサービ スを包括的に提供。	交

### ○障害児通所支援

サービス名	内 容	支援区分
たどうはったっしょん 児童発達支援	療育が必要な未就学の障がい児に対して、 における基本的な動作の指導、集団 生活への適応訓練を提供。	別に定め有り
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や 変体み等の長期休暇において、生活能力向上 のための訓練等を継続的に提供。	別に定め着り

# ○短期入所

サービス名	か	支援区分
たんまにゅうしょ 短期入所	家庭で介護を行う人が病気等で介護ができない場合に、入所施設等に短期間宿泊し、介護を提供。	医分1以上

# ○居住系サービス

サービス名	内 容	支援区分
しせっにゅうしょし えん 施設入所支援	障がい者支援施設において、業に夜間に食事や 大浴等の介護、生活等に関する相談・助言を行 う。	区分4以上 (50歳以上は 区分3以上)

# 〇日 中活動系サービス

サービス名	为	障がい程度
療養介護	医療を必要とする障がい者で、常時介護を必要とする場合に、医療系施設において機能訓練、 療養生の管理、監護、医学的管理の下での介護 等を提供。	区分 6 別に定めあり
生活介護	常時介護を必要とする芳が、葉に旨ずに障が い者施設で入浴・排泄・食事の介護、創作的活動 艾は生産的活動の機会等を提供。夜間は一般 介護。	区分3以上 (50歳以上) (50歳以上) 障が大大大大 を一次が大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大





#### <sup>くんれんなどきゅうふ</sup> 【訓練等給付サービス】

# ○居住系サービス

サービス名	ない 内 容	支援区分
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	**・ ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	区分の定めなし
(グループホー	入浴、排せつ、食事の介護などを行う。	(他に日中活動
ム)		する場のある方)

# 〇日 中活動系サービス

サービス名	うち 内 容	支援区分
世界の会社が自立訓練	自立した皆常生活または社会生活が営むことができるように、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練を提供。(利用期間に制限あり)	<b>宮</b> 券の差めなし
就勞移行支援	競勞を希望する障がい者に対して、一定期間、 生産活動等の機会を提供することによって、 競勞に必要な知識や能力向上を図る訓練を 行う。(利用期間に制限あり)	<b>宮</b> 券の <b>差</b> めなし
就労継続支援	道常の事業所に雇用されることが困難な障がい者、就労に必要な知識や能力の尚上を図る 訓練等を行う。(利用期間に制限なし)	<b>室分の差めなし</b>

#### ちいきせいかつしえんじぎょう 【地域生活支援事業】

サービス名	ない 内 容	支援区分
移動支援	が助が必要な障がい児者が社会参加や条電 活動等を首的とした外出をする際に、ガイドへ ルパーの派遣を行う。	別に定めあり
日中一時支援	『日中において、家庭で介護を行う人が介護ができない状態にあるときに、通所施設等にて一時預かりサービスを提供。	別に定めあり

### ぉ の ちょうない 小野町 内のサービス事業所

事業所または法人名	提供サービス	備考
こまち作業所	就労継続支援B型	
障がい者支援セン タープラスこまち	よ。うろうけいぞくしょえん。がた、せいかつかいご 就労継続支援B型、生活介護	

<sup>\*</sup> 町外に所在する事業所の活用も可能です。

# <sup>しゅうろうしえん</sup>就労支援について

# こうきょうしょくぎょうあんていじょ いちょうじょがい ハローワーク (公共職業安定所) ④一部除外あり

障がいをもつ芳々の相談に応じて、職業の紹介や事業所との連絡調整を行います。 また、障がい者雇用に関する各種制度のご案内を行います。

●問い合わせ ハローワーク郡山 こよりやましほうはっちょう 郡山市方八町2-1-26 Ta024-942-8609

# によう しゃしゅうぎょう せいかつ 障がい者就業 (生活) サポートセンター 金一部除外あり

- - ・ 就職や就業に関する相談・情報提供
  - 就職までの助言・支援
  - ・ 職業能力向上のための訓練
  - 職場実習の実施
  - ・ 就職活動上の助言・求人情報の提供
  - はまうぎょうご ていちゃく かん にょげん しえん 就業後の定着に関する助言・支援
- ●簡い合わせ

#### なくしましょうがいしゃしょくぎょう 福島障害者職業センター金一部除外あり

〇内 容 高齢・障害者雇用支援機構による就労支援機関です。障がい者を雇用する事業主の芳やハローワークと密接に運携し、就職や雇用管理のためのサービス提供を行います。

### 【ジョブコーチ支援事業】

「仕事の設成りがよくわからない」「職場の人とうまくいかない」という方を対象に、スタッフが直接事業所に出高き、障がい者の芳が莋業や職場にうまく適応できるように、障がい者の芳と事業所の社員の芳をつなげるための支援を行います。

### 【リワーク支援】

精神疾態により、微・臓・している方やその方の後・臓を、考えている 事業所に対して、主治医との連携の下、円滑に復帰ができるよう、支援 を行います。

### 【職業準備支援】

「働きたい、でもどうしたらいいの?」と就っ職を自指す障がい者の芳を対象に、一定期間センターに通い、模擬工場『福島ワークトレーニング社』における作業体験を通して働くための準備を行います。

●問い合わせ 福島障害者職業センター

福島市腰浜町 2 3 - 2 8 Tu 0 2 4 - 5 2 2 - 2 2 3 0

### しえんきかんいちらん 支援機関一覧

### ポのまち きかん 小野町の機関

#### まのまちゃくば 【小野町役場】

機関名	所在地	でんわばんごう電話番号	備考
健康福祉課	ポークにいまちあざたてまわり 小野新町字舘廻92	0247-72-6934	障がい者福祉
子育て支援課	ポークにいまちあざなかどおり 小野新町字中通2	0247-72-2212	母子、児童福祉
教育課	JJ	0247-72-6780	幼児教育
ちょうみんせいかっか 町民生活課	* のにいまちあざたてまわ 小野新町字舘廻92	0247-72-6933	管害年金
税務課	,,	0247-72-6932	税の控除・減免

きかんめい機関名	所在地	でんわばんごう電話番号	ばこう 備考
県中保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	ますががわれる。 類賀川市 旭 町 153-1	0248-75-7809	児童施設入所
けんちゅう じどうそうだんじょ 県中児童相談所	<sup>こおりやましはやま</sup> 郡山市麓山1-1-1	024-935-0611	療育手帳・児童施設 入所判定
しょう しゃそうごうふくし 障がい者総合福祉センター	ash 中町19-1 なかまり 中町ビル4階	024-525-8187	からだてちょうはんてい 身体手帳判定
#WLARETA & S L 精神保健福祉センター	福島市御山町8番 30号	024-535-3556	せいしんてきょうはんてい 精神手帳判定
*うごうりょういく 総合療育センター	まりやましとみたまちうえ 郡山市富田町上の だい 台4-1	024-951-0250	したいふじゅうじしせっ 肢体不自由児施設
発達障がい者支援センター	II.	024-951-0352	発達障がい支援
あぶくま支援学校	郡山市中田町赤沼 李杉並139番地	024-956-1901	支援学校(知的)
まりやましょんがここう 郡 山支援学校	まりやましとみたまちうえ 郡山市富田町上の だい 台1	024-951-0247	支援学校(肢体)
けんちゅうちほうしんこうきょくけんぜいぶ 県中地方振興局県税部	エおりやましはやま 郡山市麓山1丁目1-1	024-935-1261	じとうしゃぜいげんめん 自動車税減免

# くに きかん 国の機関

きかんめい機関名	所在地	でんわばんごう電話番号	がこう 備考
ハローワーク郡山	こおりやましほうはっちょう 郡山市方八町2-1-26	024-942-8609	障がい者雇用

# その他の機関

農財名	所在地	でんわばんごう電話番号	びこう 備考
おのまち してい とくてい そうだん しえん 小野町 指定 特定 相談 支援	水野 新町 字 美売		ぉヮまちぃたく 小野町委託
事業所	57-1	0247-61-6101	できたしえん 相談支援
	(小野町社協内)		1日欧文1友
(財) 福島県身体障がい者	たむらし ふねひきまちふねひき 田村市船引町船引		しょう しゃごじょ 障 がい者互助
なくしきょうかいた むらし し ぶ 福祉協会田村市支部	まざひがしなかごなわ 字東中子縄7	0247-81-2167	かつどう そうだん
	たむらししゃきょうない (田村市社協内)		活動・相談
県中障がい者就業・生活	こおりやましょこづか 郡山市横塚3-4-21	094 041 0570	就労・生活
支援センター		024-941-0570	支援
は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	ふくしましこしはま 福島市腰浜23-28	024-522-2230	たゆうろう しえん 就労支援

# しょうがいしゃじりっしぇんほう もと 障害者自立支援法に基づくサービス事業所 (近隣地域一部抜粋)

機関名	所在地	でんわばんごう電話番号	備考
こまち作業所	<sup>おのあかぬまいり きまえ</sup> 小野赤沼入木前22	0247-72-3622	就労継続支援B型
によう にゃしぇん 障がい者支援センター プラスこまち	**のあかぬまいり きまえ 小野赤沼入木前53	0247-61-6667	就労継続支援 B

